

監査報告第1号
令和2年（2020年）5月14日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等（事務監査）

保健福祉局 高齢保健福祉部
障がい保健福祉部
東区 市民部
保健福祉部
白石区 市民部
保健福祉部
厚別区 市民部
保健福祉部

3 出資団体等監査

公益財団法人札幌市中小企業共済センター
一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター
株式会社札幌エネルギー供給公社
公益財団法人札幌市防災協会
社会福祉法人北海道社会福祉事業団
公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会
ジェイ・アール北海道バス株式会社
一般社団法人札幌歯科医師会
札幌市児童育成会運営委員会

2 定期監査等（工事監査）

建設局 みどりの推進部
交通局 高速電車部

定期監査

(事務監査)

抜粋版

令和元年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

令和2年1月9日から同年3月26日まで

監査の結果

おおむね良好と認められ、重点項目について指摘及び意見はないが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第1 指摘事項

1 支出事務

（省略）

2 財産管理事務

（省略）

3 行政運営事務

(1) 地方公務員法の規定に基づく宣誓書への署名を適正に行うべきもの

【保健福祉局高齢保健福祉部、東区保健福祉部】

札幌市では、地方公務員法第31条の規定に基づき制定した札幌市職員の服務の宣誓に関する条例第2条において、新たに職員となった者は、所定の様式に定める宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはならないと定めているが、臨時的任用職員の任用において、この署名を行わせていないものがみられた。

地方公務員法第30条は、すべての職員が全体の奉仕者として公共の利益の

ために勤務し、職務の遂行に当たり全力を挙げてこれに専念しなければならないことを服務の根本基準としている。

その上で、同法第31条により、条例の定めによる服務の宣誓を行うことを職員の義務として規定し、札幌市では、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること等を宣誓書の内容としているのであるから、今後は、宣誓書への署名を適正に行われたい。

(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの

【保健福祉局障がい保健福祉部、白石区市民部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。

この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。

また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。

監査の結果、以下の事例がみられた。

【白石区保健福祉部】

ア 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団排除に関する記載がないもの

【保健福祉局障がい保健福祉部、白石区市民部、厚別区保健福祉部】

イ 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する誓約書を徴取していないものや使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの

[下線部は、保健福祉局障がい保健福祉部、白石区市民部のみ]

上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 内部統制上の課題を解消し、円滑な制度運営に努めるべきもの

【保健福祉局高齢保健福祉部】

市の事務処理誤りにより、高額医療・高額介護合算制度(*)の制度利用者に払い戻した給付金が過大となり、返還を求める事案が生じた。

この誤りの原因には、市の介護保険制度を統括する貴部において、制度変更に伴う変更後の具体的な事務処理手順をマニュアルに反映していなかったこと、合算制度における給付額を適正に算定するために欠くことができない事務の進捗状況について、組織内での共有が図られていなかったことや管理監督者による適切な関与がなかったこと、実務を担う区保健福祉部への事前の情報提供が十分ではなかったことなどが挙げられるが、これは、事務の適切な執行を確保するための内部統制に不備があったと言わざるを得ない。

この内部統制の不備は、区や関係機関の業務への影響にとどまらず、制度利用者に、一度受け取った給付金を返還することに伴う負担感を与えるとともに、返還に係る手間を強いるなど、大きな影響を及ぼしたと考える。

今後は、制度統括部としての内部統制上の課題を解消し、的確な事務処理を含めた円滑な制度運営に努められたい。

(*) 高額医療・高額介護合算制度：介護保険と医療保険における1年間の自己負担額の合計額が高額となった場合に、負担軽減のため、上限額を超えた金額を払い戻す制度

第2 基本的順守事項

(省略)